

実績評価書

(厚生労働省27(Ⅷ-1-1))

施策目標名	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備する(Ⅷ-1-1)													
施策の概要	本施策は、障害者の地域における生活を支援するために実施している。													
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>(施策の背景) 社会の中で持てる能力を発揮して暮らすことは、障害の有無を問わず誰にとっても大切なことである。 障害保健福祉の考え方が「施設での保護」から「地域社会における共生の実現」へと変わり、施策面においても、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、地域移行の推進や就労支援に関連する施策が図られている。</p> <p>(施策の枠組み) ○全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)」 ○同法第87条で定める基本指針に基づき、地方自治体が定める「障害福祉サービス等の提供体制の整備及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するために策定する計画」(障害福祉計画)</p>													
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額							
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	834,410,752	911,668,473	978,193,696	1,001,175,878	1,043,545,123	1,114,405,274						
	補正予算(b)	1,600,000	16,215,379	9,262,502	6,041,700									
	繰越し等(c)	-4,871,465	-18,847,746	-10,958,686	-8,979,138									
	合計(a+b+c)	831,139,287	909,036,106	976,497,512	998,238,440	1,043,545,123	1,114,405,274							
	執行額(千円、d)	820,586,120	886,185,036	928,924,969	988,436,717									
関連税制	執行率(%、d/(a+b+c))	98.7%	97.5%	95.1%	99.0%									
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成22年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者負担の見直し ・応能負担を法律上明確化 等 ●障害者の範囲の見直し ・発達障害が同法の対象となることを明確化 ●相談支援の充実 ・相談支援体制の強化 等 ●障害児支援の強化 ・児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実 等 ●地域における自立した生活のための支援の充実 ・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設 ●障害者の範囲の見直し ・障害者の範囲に「難病等」を追加 ●障害者に対する支援の拡充 ・重度訪問介護の対象拡大 ・ケアホームとグループホームの一元化 等 ●サービス基盤の計画的整備 ・基本指針、障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化 											
	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(公布)	平成24年6月27日												
測定指標	指標1 (第4期障害福祉計画による) 福祉施設入所者の地域生活への移行者数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
		<p>障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体の障害福祉計画の中でも目標として設定されているため。</p> <p>目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、各地方自治体において、平成27年から平成29年度の計画(第4期障害福祉計画)が作成されている。</p> <p>注:現在の最新値は、第3期障害福祉計画までの基準年度である平成17年度からの福祉施設から地域生活への移行者数。</p>												
		基準値	実績値					目標値						
		25年度末	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度						
	指標2 (第4期障害福祉計画による) 入院1年以上の長期入院患者数	12万人 (入所者数)	2.9万人	3.5万人	3.7万人	3.9万人	(集計中)	1.6万人						
		年度ごとの目標値	2.1万人	-	-	3.7万人	-							
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠												
		<p>障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体の障害福祉計画の中でも目標として設定されているため。</p> <p>目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、各地方自治体において、平成27年から平成29年度の計画(第4期障害福祉計画)が作成されている。</p>												
	基準値	実績値					目標値	主要な指標						
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度						
		19.1万人		19.7万人	19.1万人	(集計中)	(集計中)	15.4万人						
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-							

指標3 (第4期障害福祉計画による) グループホームの月間の利用者数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体の障害福祉計画の中でも成果目標の達成に向け、活動指標(サービス見込量)として設定されているため。 活動指標は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計して毎年設定する。現在、各地方自治体において、平成27年から平成29年度の計画(第4期障害福祉計画)が作成されている。								
	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	目標値	主要な指標
	-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	12.2万人	○
	-	7.2万人	8.2万人	8.9万人	9.6万人	(集計中)	12.2万人	△	
指標4 (第4期障害福祉計画による) 一般就労への年間移行者数	年度ごとの目標値	8.3万人	8.2万人	9.1万人	10.0万人	10.4万人			
	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、地方自治体の障害福祉計画の中でも目標として設定されているため。 目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画を集計し、3年毎の目標数値を設定する。現在、各地方自治体において、平成27年から平成29年度の計画(第4期障害福祉計画)が作成されている。								
	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	目標値	主要な指標
	24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	1.9万人	○
指標5 (工賃向上計画による)就労継続支援B型等の平均工賃月額	0.8万人	0.7万人	0.8万人	0.9万人	1.2万人	(集計中)	1.9万人	△	
	年度ごとの目標値	1.0万人	-	-	1.0万人	-			
	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 障害のある人も障害のない人も地域で共に生活し、活動する社会づくりを推進するために必要とされる施策の一つであり、障害者基本計画(平成25年9月27日閣議決定)の中でも目標として設定されているため。								
	基準値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	目標値	主要な指標
指標6 (第4期障害福祉計画による) 就労移行支援の利用者数	-	13,586円	14,190円	14,437円	14,838円	(集計中)	(集計中)	15,773円	△
	年度ごとの目標値	-	-	-	15,773円	-			

総合判定	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③
	(判定結果)B	
	(判定理由)	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等として、障害者に対し、介護、住まいの場、就労支援、相談支援等を提供しているところであり、障害者の地域生活や就労に対する支援体制を整備するに当たっては、地方自治体が定める障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していくことが重要である。 障害福祉サービス等の提供体制に関しては、国が作成する基本指針に即して、地方自治体が障害福祉計画を作成し、同計画に基づいて障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を進めているところであり、障害者の地域生活や就労に対する支援は着実に進展している。 また、指標との関係においても、現時点では、平成27年度の各指標の実績値が集計中であり、また、指標によっては目標値を3年毎に設定せざるを得ないものがあるため、必ずしも直近の達成状況が把握できているわけではないが、指標1及び4については、把握している範囲では目標値を達成しており、また、指標3、5及び6についても、目標値を達成しているわけではないものの、実績値は毎年着実に増加している。 これらを踏まえ、「B(達成に向けて進展あり)」とした。

評価結果と今後の方向性	施策の分析	(有効性の評価) 本施策により、施設入所者の地域生活への移行者数、グループホームの利用者数、一般就労への移行者数、就労継続支援B型等における平均工賃は着実に増加しているところであり、障害者の地域生活や就労に対する支援体制の整備にとって、本施策は有効であると評価できる。 なお、一部の指標については目標が達成できなかつたが、目標値や実績値は市町村ごと・都道府県ごとの障害福祉計画に記載された値の合計であり、実際に目標を達成している自治体も存在することから、先進自治体における好事例を収集し、目標を達成できなかつた自治体に対し周知を図っていく。
		(効率性の評価) 障害福祉サービス等の提供体制に関しては、国が作成する基本指針に即して、地方自治体が障害福祉計画を作成し、同計画に基づいて障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を進めているところであり、また、障害福祉サービスを提供した事業所に対して支払われる報酬についても、平成27年度の報酬改定において、一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化(減算)、一般就労への定着支援を充実強化するため、利用者の就労定着期間に着目した加算を創設している。障害者の地域生活や就労に対する支援体制の整備や適切なサービスの提供を効率的に進めていると評価できる。
		(現状分析) 障害者の地域生活や就労に対する支援体制を整備するため、地方自治体が定める障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を進めているところであり、これにより、施設入所者の地域生活への移行者数、グループホームの利用者数、一般就労への移行者数、就労継続支援B型等における平均工賃等は着実に増加している。 また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。以下「平成28年改正法」という。)において、障害者の地域生活や就労に対する支援を更に充実させるため、①定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助、②就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援の創設を盛り込んでおり、平成30年4月から施行することとしている。
次期目標等への反映の方向性		(施策及び測定指標の見直しについて) 障害者の地域生活や就労に対する支援体制を整備するため、地方自治体が定める障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を進めているところであり、これにより、施設入所者の地域生活への移行者数、グループホームの利用者数、一般就労への移行者数、就労継続支援B型等における平均工賃等は着実に増加している。 このように、現行の施策及び測定指標は有効であると考えており、次期においても維持することとする。 (目標値を達成できなかつた指標について) 指標3については、グループホームを計画的に整備し、障害者の住まいの場の整備を確実に進めることとしている。 指標5については、工賃向上計画支援事業における目標工賃を向上させるための経営力の育成や品質向上のための支援、農業分野での障害者の就労を支援する取組等や、報酬の加算により、工賃向上計画に基づき工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員を配置した場合への評価、目標工賃を達成した場合の評価を取り組むことにより引き続き工賃向上に向けた取組を推進していく。 指標6については、第4期障害福祉計画からは、目標値について直近の利用実態等を踏まえ見直しており、設定し直したところ。 なお、目標値や実績値は市町村ごと・都道府県ごとの障害福祉計画に記載された値の合計であり、実際に目標を達成している自治体も存在することから、先進自治体における好事例を収集し、目標を達成できなかつた自治体に対し周知を図っていく。 また、平成28年改正法において、障害者の地域生活や就労に対する支援を更に充実させるため、①定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助、②就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援の創設を盛り込んでおり、平成30年4月から施行することとしているが、WGでの指摘も踏まえ、就労定着に関する指標を設けること等について今後検討していく。 (予算要求について) 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備するため、地域生活支援事業や障害福祉サービス事業所等の整備の拡充等のため必要な予算の増額を要求する。 (税制改正要望について) 一 (機構・定員について) 「増員」(障害者の地域生活支援や精神障害者の地域移行を推進していく必要があることから、施策の企画立案や自治体、関係団体等との調整を行う人員など推進体制の強化を図るための増員を要求する)

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(平成28年8月1日開催)で議論いただいたところ、「新たに行うことになる施策については、現在の指標だけでは十分把握しきれないのできないのではないか。次期に向けて指標見直しを検討すること」といった意見が出されたため、次期目標等への反映の方向性について見直した。
参考・関連資料等	○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ ○障害福祉サービス等(サービスの概要、障害福祉計画等) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/index.html ○統計情報(サービスの利用状況、地域生活支援事業の実施状況等) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/ ○障害者福祉施策の見直しについて URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/ ○関連事業の行政事業レビュー http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2015/h26_8-1-1_saisyu.html

担当部局名	社会・援護局障害保健福祉部	作成責任者名	企画課長 朝川 知昭	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------------	--------	------------	----------	---------